

利根川栗橋流域水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 5年 3月 31日

水防組合条例第 1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第2条 この条例における開示請求に係る手数料等、個人情報取扱事務届出書等、開示決定等の期限及び実施状況の公表に関する規定については、久喜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年久喜市条例第4号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。